

動物取扱業が登録制になりました。

# ご確認下さい！

# 登録

を受けている  
ペットショップですか？



ペットの購入契約の際は、  
「事前説明・署名」もお忘れなく。

■動物愛護管理法が改正され、平成18年6月1日から動物（哺乳類・鳥類又は爬虫類に属するもの）の販売・保管・貸出・訓練・展示を行う動物取扱業者は、動物の健康と安全を守るために、都道府県・政令市等から登録を受けなければならないことになりました（平成19年5月31日までに登録手続きを行えばよい場合もあります）。

■また、動物の販売等に当たっては、動物の特性や状態等についての「事前説明」や「顧客による署名」等が必要になりました。

℞100

愛情はたっぷりと 責任はしっかりと